

論点等説明シート

事業名	医療給付費の適正化					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	6,514,394	7,112,764	7,849,023	8,072,046	
	執行額	6,514,310	7,112,764	7,848,688		
	執行率	100	100	100		
	総事業費(執行ベース)					

事業についての論点等

(事業の概要)

全国健康保険協会、市町村、後期高齢者医療広域連合等医療保険者に対し、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険給付費等に対する国庫負担額を交付。

(主な国庫負担割合:全国健康保険協会16.4%、市町村国保43%、後期高齢者医療33%)

(論点)

○ 保険医療機関への指導・監査の強化、柔道整復療養費への審査・監査の強化により、医療給付費の縮減ができるのではないか。

具体的な論点としては、

- ・ 指導や審査等の手法・時間等に地域間格差があることから、指導・監査を実施するための基準の統一化を図るべきではないか。
- ・ 指導・監査の件数を増加させるためにはどのようにすべきか。
参考:平成20年度個別指導の目標:8000箇所 実績:3410箇所
- ・ 指導医療官の人員確保を図るためにはどのようにすべきか。
参考:指導医療官の欠員 医科:32名 歯科:3名
- ・ 領収書、明細書の発行など、22年度の柔道整復療養費改定等で行った適正化をより実効あるものとするためには、どのようにすべきか。
- ・ 柔道整復療養費において多部位請求の多い施術所に対し、指導・監査を重点的に行うため、保険者の審査情報と指導・監査の連携を密にすべきではないか。
参考:柔道整復療養費全体における3部位請求の割合(平成20年10月分調査)
割合が高い県…徳島県(74.2%)、兵庫県(68.7%)
割合が低い県…岩手県(17.5%)、愛媛県(19.8%)